

# 和束町文化的景観保存活用計画の主な内容

現在、策定を進める文化的景観保存活用計画とは

～「地域らしさ」を守り「地域づくり」を進めるための計画～

## ➤ 計画作成の目的

文化的景観保存活用計画は、調査にて明らかとなった地域らしさ（文化的景観）を保存活用し、そして次世代に継承していくため、その具体的な指針を定める基本的な計画です。

地域の実情を踏まえて適切に対応することが望まれ、地域のなかで暮らしを営む主体である住民と協議しながら地方公共団体が作成します。

## ➤ 計画作成による効果

- 保存・活用に関する基本的な考え方や、保存すべき箇所と改変が許容される部分・程度等が明確化されます。
- 保存・管理の的確性が向上し、特定の行為を行う場合に必要な許可や届出など法に基づく手続等がわかりやすくなります。
- 保存・活用のために必要な事項が地域住民や行政等において共通の認識となり、所有者等だけでは対応が難しい部分への支援強化が見込めます。

(参考：「文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針」令和5年3月最終変更)

重要文化的景観選定（国選定の文化財、風景の国宝）を目指す目的は

和束らしい暮らしや文化を守り伝え、まちづくりに活かすため

## **第1章 計画策定の沿革と目的**

### **1 - 1 計画策定に係る沿革**

→これまでの和束町の景観の取組についてまとめる。

### **1 - 2 計画の目的と位置づけ**

→和束の茶業景観の本質的価値を整理し、それを将来にわたって継承し、これから地域づくりに生かしていくことを目的に策定すること、そして本計画が上位計画である「和束町第5次総合計画」および「第3期和束町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と整合性をはかり作成する。

### **1 - 3 計画の検討体制**

→計画策定するために設置した委員会の体制、調査や住民と開催したワークショップ、フィールドワークについての取り組みについてまとめる。

## **第2章 文化的景観の概要**

### **2 - 1 位置及び範囲**

→重要文化的景観選定の位置及び範囲を示す。

5地区は面で繋がっている必要があり、それを図で明示する。

### **2 - 2 文化的景観の特性**

→和束の茶業景観の特性について、自然的特性（地形、気候風土）、歴史的特性（現在に至るまでの歴史）、生活又は生業（茶業にとどまらない暮らしの歩みや特産物の生産、和束らしい茶業の特徴）の3つの観点でまとめる。

### **2 - 3 本質的価値**

→和束の茶業景観において、本質的価値を「自然的特性（和束盆地の地形を巧みに利用した土地利用）」、「歴史的特性（近世以降の宇治茶生産の歩みを示す茶農家の郷）」、「生活又は生業（モザイク状の茶園と職住一体の屋敷構えからなる集落のすがた）」の3つの観点でまとめる。

さらに、選定を進める5地区について、各地区があらわす特徴をまとめる。

## **第3章 文化的景観の保護に関する基本方針**

### **3 - 1 保護に関する基本方針**

→和束の茶業景観を保護するには、風景を特徴づける構成要素を守るとともに、茶業の振興と地域づくりとも一体となった取り組みが求められるため、保存継承と営みの持続、という2つの観点から、4つの基本方針を設定する。

#### **・4つの基本方針**

- ① 価値を象徴する地域資源の保護
- ② 文化的景観の継承に向けた土地利用の調整
- ③ きめ細やかな茶園の風景と茶業の持続
- ④ コミュニティと協働する地域づくりの推進

### **3 - 2 各基本方針の考え方**

→上記4つの基本方針の各考え方について整理する。保存と活用は一体であることを意識した構成になっており、のちの4章、5章の方針となる。

## **第4章 保護に配慮した土地利用**

### **4 - 1 文化的景観の構造と景観単位**

→和束の茶業景観の保護を考える上で基本となる「景観単位」を設定する。景観単位とは、目に見える土地利用を一つのまとまりとして捉えるものであり、和束では「和束川」、「農地（茶園と水田などの生産域）」、「集住域（屋敷地の集まり）」、「山地（谷を囲み背景となる山地）」を景観単位Aとし、集落5地区をそれぞれ景観単位Bとする。

### **4 - 2 土地利用の方針**

→景観単位Aと景観単位Bの保護をするための土地利用の方針を示す。

### **4 - 3 行為規制の方針**

→既存の法令でどのような制限がかかるかを確認する。

### **4 - 4 現状変更等の取扱基準**

→重要な文化的景観として、文化庁に届出が必要な行為を確認する。

## **第5章 文化的景観の整備活用**

### **5 - 1 整備活用の方針**

→第3章に示した4つの基本方針に基づき、整備を進めることを明記。

### **5 - 2 価値を保全継承するための整備活用**

→和束の茶業景観についてその価値や風景の楽しみ方をわかりやすく伝える  
「情報発信と普及啓発」、「便益施設の整備」、「サイン計画」を進める。

### **5 - 3 整備活用のための支援策**

→文化的景観の補助と、既存のまちづくり・茶業振興の観点からも支援がある  
ことを整理し、活発なまちづくりを促すことができるよう整理する。

### **5 - 4 災害復旧時における価値の保全**

→和束町地域防災計画、土砂災害、ハザードマップを反映する。

## **第6章 保存及び活用に必要な体制**

### **6 - 1 運営体制**

→運営体制について図（フローチャート）で表現し、文化的景観の委員会を設  
けるとともに専門部局を設置し、細やかに対応していくことを明記している。

### **6 - 2 連携**

→府内や各関係者、住民、他自治体と連携を図ることを示す。

### **6 - 3 相談・調整**

→事前相談による協議と調整の体制を取ることを明記する。

## **第7章 重要な構成要素**

### **7 - 1 重要な構成要素の種類・区分**

### **7 - 2 重要な構成要素の保護の方針**

### **7 - 3 重要な構成要素の一覧と位置**

### **7 - 4 重要な構成要素の個票**